

国際日本文化研究センター総合情報発信室における商業出版物の購入に関する要項

（ 令和 3 （2021） 年 9 月 2 日 制 定
令和 8 （2026） 年 8 月 1 8 日 最終改正 ）

（目的）

第 1 条 国際日本文化研究センター（以下、「センター」という。）総合情報発信室が、最新の研究成果を国内外の日本研究に関わる研究機関及び研究者に対して広く発信するために購入する商業出版物（以下、「出版物」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第 2 条 本要項の適用を受ける出版物は、次に掲げるものとする。

- （1）共同研究報告書
- （2）日文研叢書
- （3）その他、総合情報発信室が所掌する出版物のうち、総合情報発信室長が適用を認めるもの

（購入の条件）

第 3 条 出版物の購入・配付を希望する、編者及び著者等の当該出版物の責任者（以下、「責任者」という。）は「刊行計画書」（様式1）及び別に定める配付先一覧表から、必要最低限の冊数になるよう配付先リストを作成し、刊行 1 ヶ月前までに総合情報発信室長に提出しなければならない。

- 2 購入冊数の上限は220冊又は税込み110万円とし購入総額の低い方を適用する。なお、購入単価は著者割を適用した金額とし、購入総額は出版社からセンターへの送料等の諸経費を加えた額とする。
- 3 上下巻等、分冊の形で刊行される出版物を購入する場合、それらの1組を1冊とみなして前項を適用する。ただし、その1組を構成する分冊すべてが、原則、同時に刊行され、購入及び配付できる場合に限る。

（著作権使用料の放棄）

第 4 条 本要項の適用を受ける出版物の編者及び著者等の著作権者（以下、「著作権者」という。）は著作権使用料を放棄し、また、見本として出版社から著作権者に寄贈される献本以外に、著作権使用料に相当すると見なされる冊数の贈与を出版社から受け取ってはならない。ただし、重版及び改訂版の著作権使用料の取扱いについては、責任者の申し立てに基づき、総合情報発信室会議の審議を経て、総合情報発信室長が決定する。

- 2 前項の規定は、電子書籍にも適用する。
- 3 責任者は、刊行 1 ヶ月前までに様式 2－1 又は様式 2－2 を総合情報発信室長まで提出しなければならない。

（明示）

第5条 出版物には、別に定めがある場合を除き、表紙と奥付にシリーズタイトル及び通番（共同研究報告書の場合は共同研究番号を指す。）を記載するほか、センターの研究成果物であることを出版物中に必ず明記しなければならない。

（事務）

第6条 出版物の購入及び配付の事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この要項は令和3（2021）年9月2日から施行する。ただし、施行日において共同研究委員会又は出版委員会にて刊行が承認済みの出版物は除外する。
- 2 国際日本文化研究センター共同研究成果出版物の購入に関する規定（2008年1月17日広報・出版委員会制定）は、附則1ただし書きの出版物購入後廃止する。

附 則

この要項は、令和4（2022）年3月17日から施行する。

附 則

この要項は、令和4（2022）年12月22日から施行する。

附 則

この要項は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8（2026）年1月30日に施行し、令和6（2024）年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和8（2026）年4月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和8（2026）年8月18日から施行する。

年 月 日

刊行計画書

国際日本文化研究センター
総合情報発信室長 殿

社名
代表者名
住所・電話番号

以下のとおり、刊行計画書を提出いたします。

編著者名	
書名	
仕様（体裁）	
予定頁数	
定価（税込）	
購入単価（税込）（注 1）	
刊行予定日	
発行社（者）名	
担当者名・連絡先 （e-mail）	

注 1：日文研の購入単価（税込）

年 月 日

総合情報発信室長 殿

責任者名

著作権使用料について

下記の著作物の著作権使用料について、「国際日本文化研究センター総合情報発信室における商業出版物の購入に関する要項」第4条（著作権使用料の放棄）第1項を遵守いたします。

記

著 者 名：〇〇

書 名：〇〇

出 版 社：〇〇

出 版 年：〇〇年

以上

※「国際日本文化研究センター総合情報発信室における商業出版物の購入に関する要項」
抜粋

第4条 本要項の適用を受ける出版物の編者及び著者等の著作権者（以下、「著作権者」という。）は著作権使用料を放棄し、また、見本として出版社から著作権者に寄贈される献本以外に、著作権使用料に相当すると見なされる冊数の贈与を出版社から受け取ってはならない。ただし、重版及び改訂版の著作権使用料の取扱いについては、責任者の申し立てに基づき、総合情報発信室会議の審議を経て、総合情報発信室長が決定する。

2 前項の規定は、電子書籍にも適用する。

年 月 日

総合情報発信室長 殿

責任者名

著作権使用料について

下記の著作物の著作権使用料について、「国際日本文化研究センター総合情報発信室における商業出版物の購入に関する要項」第4条（著作権使用料の放棄）第1項を共編著者含め遵守いたします。

記

編著者名：〇〇

書 名：〇〇

出 版 社：〇〇

出 版 年：〇〇年

以上

※「国際日本文化研究センター総合情報発信室における商業出版物の購入に関する要項」
抜粋

第4条 本要項の適用を受ける出版物の編者及び著者等の著作権者（以下、「著作権者」という。）は著作権使用料を放棄し、また、見本として出版社から著作権者に寄贈される献本以外に、著作権使用料に相当すると見なされる冊数の贈与を出版社から受け取ってはならない。ただし、重版及び改訂版の著作権使用料の取扱いについては、責任者の申し立てに基づき、総合情報発信室会議の審議を経て、総合情報発信室長が決定する。

2 前項の規定は、電子書籍にも適用する。